	2　日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b)　報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c)　修理及び保守のサービス
現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで

八	
分野	教育及び学習支援業
小分野	初等及び中等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園 ＪＳＩＣ　八一二　小学校 ＪＳＩＣ　八一三　中学校 ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校 ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校 ＪＳＩＣ　八一九　幼保連携型認定こども園
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

九	
分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで

十	
分野	
小分野	金融サービス
産業分類	銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
義務の種類	内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条）

	サービスの貿易 1　日本国は、附属書八Ａ（金融サービス）第一条（定義）(b)(vi)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条(b)(vii)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除くほか、銀行サービスその他の金融サービスに関して第八条（定義）(r)(i)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注　この留保事項については、日本国は、他の締約国の金融サービスの提供者及び金融商品の登録又は承認を要求することができる。 2　日本国は、附属書八Ａ（金融サービス）第一条（定義）(b)(v)から(vii)までに規定するサービスを除くほか、銀行サービスその他の金融サービスに関して第八・一条（定義）(r)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
概要	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条

十一	
分野	
小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条）
義務の種類	サービスの貿易 日本国は、他の締約国において設立された当該他の締約国の金融サービス提供者が提供する次のサービスを除くほか、保険及び保険関連のサービスに関して第八・一条（定義）(r)(i)及び(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の物品 (b)　附属書八Ａ（金融サービス）第一条（定義）(b)(ii)及び(iv)に規定する再保険、再再保険及び保険の補助的なサービス (c)　附属書八Ａ（金融サービス）第一条（定義）(b)(iii)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であってこの留保事項の(a)及び(b)に掲げるサービスに関連する保険のリスクに対するもの（注） 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。
概要	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六

十二	
分野	
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注　この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚
現行の措置	漁業及び漁業に付随するサービス 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業